

校名 浜松市立江南中学校

校名のいわれ

「江南」の「江」は「江之島」の「江」であるとともに、大きな川の総称でもある。本校の東に天竜川、西に馬込川が流れていることから考えてふさわしい文字といえる。

「江南」の「南」は、浜松市の「南」に位置していることを表しているとともに、母体校である「南陽」と「南部」の「南」をとった意味もある。

校訓 希望・誠実

常に新しい希望をもって、一日一日を誠実に生きる努力をしてほしいという願いをこめたものである。

教育目標 「自立・自律できる生徒の育成」

校章



校章のいわれ

昭和 53 年 4 月、本校誕生と同時に制定された。浜松市立の学校であることから、バックに浜松市の市章を記した。ペンは学問の象徴。校区内の 3 つの小学校から集まる生徒が、共に助け合いながら真剣に学び、立派な中学生になるようにとの願いが込められている。

江南中学校の生活

江南中学生として

- ①将来の目標に向けて意欲的に学習します。
- ②服装は、中学生にふさわしい清楚なものとし、きちんとした身だしなみに心がけます。
- ③髪型は、中学校生活に適した清潔で活動的なものとします。
- ④時間を守って、ゆとりある学校生活を送ります。
- ⑤正しい言葉遣いを心がけ、礼儀正しい態度を身につけます。
- ⑥身の回りの整理整頓をし、公共物を大切にします。
- ⑦登下校の際は交通ルールを守り、安全に気をつけます。
- ⑧SNS を安全に利用します。（書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ、自分や友達の個人情報の発信をしません。）

(1) 登下校について

- ・ 8 時 15 分までに教室に入り、校内服に着替えて朝の活動を始める。
- ・ 8 時 15 分のチャイムが鳴った時点で教室にいない場合は、「遅刻」とする。
- ・ 登校時の服装は制服とする。
- ・ 希望した生徒は自転車通学をすることができる。
- ・ 自転車通学の女子については、校内服での登校を可能とする。
- ・ 決められた通学路を通る。特別支援学校から正門までは、江南中側を歩く。
自転車通学者は、正門前の道路と学校内では自転車から降りて押して歩く。
- ・ 下校時の服装は、制服または校内服・部活動の服でもよい。一斉下校の時は、制服とする。
- ・ 部活終了後は、速やかに下校する。

(2) 服装について

①制服

標準型の学生服、本校指定のセーラー服を着用する。

学生服にはカラーをつけ黒のベルトを着用する。

夏のセーラー服にはネクタイをつける。

②校内服

- ・ 校内では、学校指定のジャージ上下・体操服・ハーフパンツを着用する。

＊名札の枠の色が学年色となる。

＊体操服、ジャージには、自分の名札を付ける。また、破損のひどいものはとりかえる。

③防寒具

- ・アウター ウインドブレーカー等を着用する。
- ・インナー ジャージの下にセーターやトレーナー、アンダーシャツ、タイツを着用する。
 - * インナー着用時は、体操服やジャージから見えないように着用する。
 - * トレーナーやセーター、インナーの色は、紺、グレー、白、黒、茶色を基調とした、派手な絵柄の無いものとする。
- ・手袋、マフラー等
 - * 紺、グレー、白、黒、茶色を基調とした派手でないものを着用する。
 - * ネックウォーマー可。
 - * ニットキャップ、フリースブランケット、耳あては不可。

※学校生活は体操服・ジャージ上下・ハーフパンツで過ごすことが基本である。

そのため、汗をかく夏の時期の登下校や体育の授業等は、部活動で使用している T シャツやその他派手でない T シャツを着用することが可能である。(着替え用として) また、冬の時期はジャージ上下・体操服・ハーフパンツを着用した上で、必要に応じて防寒具を身に付けることができる。
その判断は、季節や天候に応じて各自が行うものとする。

④靴、靴下

- ・上靴 学校指定のものを着用する。
- ・下靴 体育の授業と共用できる白・黒・紺・グレーの運動靴を着用する。
 - * 体育で支障があるため、スニーカーなどのカジュアルシューズは不可。
- ・靴下 白、黒、紺、グレーを基調とした、派手でないものを着用する。
 - * ルーズソックス、極端に長い靴下は不可。
 - * 儀式では、短い靴下を履かない。
 - * 冬期は黒または肌色のタイツやレギンス等の着用可。

(3) 頭髪などについて

- ・運動や学習に支障のない髪形とする。

前髪は目にかからないようにする。肩につく場合は、黒、紺、茶のゴムでしばる。

 - * 整髪料、染色、脱色、パーマなどの人工的な加工をしない。
 - * ツーブロック、ソフトモヒカン、左右非対称にカットをした髪形、えり足だけ長くするなどの髪型はしない。
- ・まゆ毛の加工、化粧、マニキュア、爪のばし、ピアスなどは禁止。

(4) 持ち物について

①ナップサック、サブバッグ

- ・荷物はナップサックに入れてくる。入りきらない荷物についてはサブバッグを使用する。

②不要物 = 学校に必要なもの

携帯電話、お菓子、たばこ・ライター、ミュージックプレイヤーなどの電子機器、
不要な金銭、ゲーム類、マンガ、雑誌、プリクラ、カッター・ナイフ・ハサミなどの刃
物、CD、DVD などのソフト、アクセサリ（ネックレス、ピアス、リング類など）等。

③その他

- ・制汗剤、日焼け止めクリーム等を使用してもよい。
*無色、無臭のものに限る。 *使う場所や時間を考えること。
- ・水分補給用の水筒の持参は認める。ペットボトル可。
- ・冬場にカイロを使用してもよいが、使い終えたカイロを学校のゴミ箱に捨てたり、投げたり破って中身を出したりしない。
- ・登下校時の買い食いをしない。
- ・筆箱とナップサック等には、目印となるキーホルダーやお守りを1つつけてよい。

(5) 校内生活について

- ・遅刻した場合は、職員室に寄って学年の先生に登校したことを伝えてから教室に行く。

①職員室への入室時は、ナップサックを廊下に置いて入る。

②職員室の入退室時は、あいさつをする。

失礼します。

職員室の先生方おはようございます。（こんにちは）〇年〇組の〇〇〇〇です。

用件を言う。

失礼しました。

- ・鍵を借りる（返す）時や先生の机に物を置く（持っていく）時は、周囲の先生の許可を得る。
- ・他学級には入らない。入る事情がある場合は先生に伝える。
- ・廊下や教室内では落ち着いて過ごす。大声や奇声を上げない。
- ・会議室や職員室前、保健室前を通るときは、静かにすみやかに通る。
- ・保健室を利用するときは、学級担任または教科担任に申し出て、保健室利用カードを持って行く。休み時間の場合、学級委員に伝えておく。次の授業の先生に伝える。
保健室で1時間休んでも体調が治らない場合は、自宅で休養したり通院したりする。
- ・早退した場合は、家に着いたら学校に連絡する。（江南中学校 426-2488）

江南中学校“学習の約束”～五か条～

(1) 3分前入室・2分前着席！

休み時間は「次の授業の準備をする時間」という気持ちを持ちましょう。

(2) 「はい」「・・・です」など、返事や発表は、最後まではっきり！

発表や話し合いでの言葉遣いやマナー、ルールをみんなで守ろう。

(3) 忘れ物『0』を目指そう！

明日の予定をしっかりと確認しましょう。

(4) 人の話をしっかりと聞こう！

①目と耳と心で聞けると素敵です。

②書いている途中も、先生や友達は大切な話をしているかもしれません。

しっかりと耳を傾けましょう。

(5) 授業の始めと終わりの挨拶をしっかりとする！

・「起立」「礼」「着席」を全員でそろえる。

・「お願いします。」「ありがとうございました。」

外部機関、相談窓口

浜松市いじめ子どもホットライン

053-451-0022 (24時間対応)

いじめに関する専用ダイヤル 24時間対応、電話相談

対象者：浜松市内の小中学校に通う子ども、保護者

24時間子ども SOS ダイヤル

0570-0-78310 (24時間対応)

いじめに悩んだら、心配な友達がいたら・・・

教育総合支援センター相談室

053-457-2424

不登校・子育て・いじめ・教育に関すること

児童相談所 虐待対応ダイヤル

189 (24時間対応)

富屋町交番

053-426-0837

白脇交番

053-441-5342

こころの相談室

相談の申し込みとチャット相談



江 南 中 1 日 の 生 活 の 流 れ

時間	生徒の活動
8 : 10	予 鈴
8 : 15	・朝の身支度をし、朝の活動の準備をします。
(10 分)	登 校 ★チャイムの鳴り始めに教室内にいない場合は遅刻として記録します。 朝の活動 ・静かに朝の活動をします。
8 : 25	朝の会
(5 分)	・当番の生徒が司会をして朝の会を始めます。
8 : 30	授業準備 ★3 分前入室・2 分前着席・1 分前黙想
(10 分)	・教科委員は教科担任と連絡をとります。 ・特別教室の場合は早めに移動します。 ★教室を空ける時は、学級委員が戸締まりをしてから移動します。
8 : 40	授業開始 ・50 分授業です。
12 : 30	給食開始
(10 分)	・給食当番は手際よく準備します。 ← 給食委員が指示します。
12 : 40	・「いただきます」。残菜を出さないように食べましょう。
(20 分)	・「ごちそうさま」。片づけが完了するまでは教室を出ません。 ・給食当番は食器等の片付けを行います。
13 : 00	昼休み
(25 分)	・教科委員は、予定黒板に明日の予定を書きます。
13 : 25	授業準備 ★3 分前入室・2 分前着席・1 分前黙想
(5 分)	・教室に戻り、5 校時の準備をします。
13 : 30	授業開始
	清掃 ・自分の分担場所へ行き、すみずみまできれいにします。
	帰りの準備 ・帰りの支度をし、明日の予定の確認をします。 ・係の生徒は職員室へ行き、配布物があるかを確認します。 ・部活動のない日は制服に着替えます。
	帰りの会 ・黙想し、1 日の振り返りをします。(目を閉じて、背筋を伸ばし、足の裏を床につけます。)机の上には何も置きません。 ・黙想終了後、当番の生徒が司会をして帰りの会を行います。
放 課 後	部活動 ・活動場所へすばやく移動します。 ・終了のあいさつ後は、すぐに下校します。

完全下校時刻

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
17:30	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00

※行事等で変更になることがあります。

【生徒用】テストを受ける時の注意事項

◆持ち物

- ・筆記用具(鉛筆、シャープペンシルも可。HB、2B が望ましい) ・消しゴム
- ・教科指定の持ち物(コンパス、三角定規)

◆テスト前の準備

- ・机の中は何も入れない。 ・机の横に何も掛けない。(給食エプロン、給食セットは OK)
- ・机やいす、タブレットホルダー に落書きがないか確認する。
- ・服装は制服とする。 ・座席は出席番号順とする。
- ・3 分前着席をする。(テスト問題を配布し、チャイムで解き始めるため)

◆テスト開始時

- ① 始業のあいさつをしたら、学級委員は黙想の指示を出す。
- ② 先生の指示で、問題用紙を後ろに配り、裏返しておく。
- ③ 先生の指示で、問題用紙の枚数や裏表の印刷ミスがないかを確認する。
- ④ 先生の「始め」の指示で開始する。
- ⑤ 氏名から書き、問題を解く。(問題用紙にも記名する)

◆テスト中

- ・不正行為は厳禁(不正行為が発覚した場合は、全教科 0 点になることもある。)
- ・横や前の人の解答用紙をのぞき込むような視線や姿勢をとらない。
- ・早く問題を解き終わっても、見直しを何度も行いミスを防ぐ。
- ・解答用紙や問題用紙に落書きをしない。
- ・授業中と同様、寝ない。 ・解答は、採点者に誤解を与えない濃く大きな文字で書く。

◆次のような場合には黙って挙手をし、監督の先生の指示に従うこと◆

- ・印刷の文字や図が不鮮明な場合
- ・問題用紙や筆記用具を落としたとき
- ・体調が悪くなったとき

◆テスト終了時

- ・列の一番後ろの人が、出席番号順になるように解答用紙を回収する。
- ・他の生徒は黙想して待つ。
- ・先生が解答用紙を確認し終えるまでは黙想のまま待つ。
- ・記名した問題用紙は、テスト返しの際に使えるようバックに入れしっかりと保管する。

テスト期間中(テスト最初の日の朝~テスト終了まで)は職員室への入室は禁止です。
用事がある場合は、近くの先生に呼んでもらうようお願いしましょう。

江南中学校生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、浜松市立江南中学校生徒会とする。
- 第2条 本会は、本校に在籍する生徒全員を持って構成される。
- 第3条 本会は、会員生徒の自治的活動を通して、学校生活の改善・向上をはかり、より良い校風を確立し、社会に役立つ人間になるための基盤をつくることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条に定めた目的を達成するための諸活動を行う。ただし、実施にあたっては事前に校長の承認を得る。
- 第5条 本会には顧問を置く。顧問は本校職員とする。

第2章 会員の権利および義務

- 第6条 会員は、平等に役員を選挙する権利および役員になる資格を持つ。
- 第7条 会員は、別に定める規定に従って会長をリコールする権利がある。
- 第8条 会員は、本会則とこれに基づいて定める諸規則に従う義務がある。
- 第9条 会員は、発議することができる。ただし、必要な手続きを行わなければならない。

第3章 本部役員

- 第10条 本会には、次の本部役員を置く。
- ・会長1名・副会長・書記・議長
- 第11条 本部役員に各専門委員長を加えたものを生徒会執行部と呼ぶ。
- 第12条 本部役員の選出
- (1) 会長は、会員の選挙により選出され、校長が任命する。なお、選挙に関する規則は別に定める。
 - (2) 副会長・書記・議長は、会長が顧問の助言・指導を受け選出し、校長が任命する。
 - (3) 会長・副会長並びに各本部役員は、新本部役員決定まで職務を継続する。
- 第13条 本部役員の任務
- (1) 会長は、次の職務を行う。
 - ・本会を代表し、生徒会全体をまとめる。
 - ・生徒会運営全般にわたって先導し、その責任を負う。
 - ・生徒総会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
 - (3) 書記は、生徒会全般の記録をし、会員および校長に報告し、承認を得る。
 - (4) 議長は、生徒総会および生徒協議会を運営する。

第14条 役員の任期

本部役員の任期は1年とし、毎年10月に改選する。

第4章 組 織

第15条 本会に次の機関を置く。

本部役員会、執行部会、生徒総会、生徒協議会、学年委員会 専門委員会、選挙管理委員会、放送委員会

第16条 本部役員会

(1) 本部役員会は、本会の全執行権を持ち、諸活動の企画・運営及び指導を行う。

第17条 執行部会

(1) 執行部会は、諸活動の具体的な企画・運営及び指導を行う。

(2) 各諸機関の連絡・調整を行う。

第18条 生徒総会

(1) 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、会員の3分の2以上をもって成立する。
参加会員の過半数をもって議決する。

(2) 生徒総会は、年2回開催するが、その他会長または生徒協議会が必要と認めた場合、及び会員の3分の1以上の要求があった場合、開催することができる。

(3) 生徒総会は、会則の制定・改正の審議、活動方針・活動計画の審議、その他本会の目的を達成するのに必要な審議を行う。

第19条 生徒協議会

(1) 生徒協議会は、生徒総会を代行し、本部役員 各専門委員長、放送委員長、各学級委員をもって構成し、毎月1回定例会を開く。ただし次のような場合は、臨時に聞かなければならない。

- ・会長が必要だと認めたとき
- ・生徒協議会構成員の4分の1以上の要求があったとき
- ・全会員の6分の1以上の要求があったとき
- ・学校側から要請があったとき

(2) 生徒協議会の成立に必要な定数は委員の3分の2以上とし、出席者の3分の2以上をもって議決する。

第20条 学年委員会

(1) 各学年委員をもって構成し、学年委員長1名を置く。

(2) 学年委員会は、月1回定例会を開く。

(3) 学年委員会は、学年の諸問題その他必要事項を審議し決定する。

(4) 学年委員長は、審議・決定を生徒会本部役員に報告しなければならない。

第21条 専門委員会

(1) 専門委員会は、各専門部の事項について担当教員からの指導・助言を得て計画・執行する。

(2) 専門委員会として次の5つの委員会を置く。

生活委員会、学習委員会、給食委員会、美化整備委員会、保健体育委員会

(3) 各専門委員会は、各学級より選出された2名の委員によって構成される。

(4) 各専門委員長は、会長の委嘱により選出され、校長が任命する。委員長は、生徒協議

会・執行部会に出席する。

- (5) 委員の任期は半年（前期 4～9 月、後期 10 月～3 月）とし、委員長の任期は 1 年（10 月～翌年 9 月）とする。
- (6) 委員長は委員会を招集することができ、委員会の決定事項を生徒協議会・執行部会に報告・提出する責務がある。
- (7) 各専門委員会の任務を次のように定める。

ア.生活委員会

- ・学級及び学校内の風紀、秩序の向上に努める。
- ・会員の服装、生活態度、持ち物に注意し、生徒心得の徹底を図る。

イ.学習委員会

- ・学習活動の活発化や学習環境の整備に努める。
- ・学校図書の貸出、返却、整理、及び図書に関する広報活動を行う。

ウ.給食委員会

- ・配膳、食事、片付け等の給食に関する活動を行う。
- ・給食に関する広報活動を行う。

エ.美化整備委員会

- ・校舎内外の美化、清掃活動の徹底を図る。
- ・清掃用具の管理、校内美化運動の推進等を行う。

オ.保健体育委員会

- ・会員の健康安全のために、体育活動の振興を図る。
- ・保健体育行事の企画運営、運動用具の管理、保健活動の推進等を行う。

第 22 条 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、別に定める選挙規定によって設置する。

第 23 条 放送委員会

- (1) 放送委員会は各学年により選出された 5 名程度の委員によって構成される。
- (2) 委員は専門委員等と兼務することができる。
- (3) 委員長は、会長の委嘱により選出され、校長が任命する。
- (4) 委員、委員長の任期はともに 1 年（10 月～翌年 9 月）とする
- (5) 放送委員会のおもな任務は次のとおりとする。
 - ・校内放送
 - ・各種行事の放送活動

第 24 条 応援団

生徒会活動を活発にするために、必要に応じて応援団を結成する。

第 25 条 各委員会の決議事項は、生徒会本部及び顧問教師に報告するとともに学校長の承認を得なければならない。

第5章 改 正

第26条 本会則の改廃は、生徒協議会の3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会の過半数の賛成及び校長の承認を必要とする。学校側が改廃案を提案した場合は生徒協議会において過半数の賛成を

得たときは、これを改廃することができる。

附 則

- ・本会則は本会の最高法規であってこれに反する一切の規約は効をもたない。
- ・本会則は成立と同時に効力を発揮する。
- ・平成7年11月27日会則一部改正。
- ・平成18年6月30日会則一部改正。
- ・平成21年3月30日会則一部改正。
- ・平成28年10月3日会則一部改正。
- ・平成29年10月2日会則一部改正。
- ・令和7年10月6日会則一部改正。

江南中学校生徒会役員選挙規則

第1章 総 則

第1条 役員の選挙を行うために、会則第12条により、この規約を定める。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員の選挙を行う場合、各学級1名の選挙管理委員を選出し、直ちに選挙管理委員会を組織する。

なお、本委員会は選挙終了後、解散する。

第3条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

第4条 選挙管理委員に選出された者が役員選挙に立候補した場合は、その資格を失い、直ちに補充しな

ければならない。

第5条 選挙管理委員は他の委員との兼任を認める。

第6条 選挙管理委員は委員の互選により正・副委員長を選出する。

第7条 選挙管理委員は一切の選挙活動をしてはならない。

第8条 選挙管理委員のおもな任務は次の通りである。

- ・選挙の告示
- ・立候補の受付
- ・選挙運動に関すること
- ・投票所、開票所の設置と管理
- ・当選の公表

第3章 会長・副会長の選挙

第9条 立候補については、20名以上の推薦を必要とし、2名の責任者を決めて期日までに選挙管理委員会に届け出る。

第10条 立候補の資格は2年生の会員とする。

第11条 選挙運動については次のように定める。

- (1) 期間は立候補届出締め切り日の翌日から、投票日の前日までとする。

(2) 同運動は校内の秩序を乱さない限りにおいて許される。

(3) 立候補者は選挙管理委員会が規定したポスター等を利用し掲示は選挙管理委員会で行う。

第12条 投票については次のように定める。

(1) 投票は選挙管理委員会立会いのもと行う。

(2) 投票は全会員による無記名制とする。

第13条 開票には顧問教師が立ち会う。

第14条 会長候補者の中で有効投票数最高得票者もと1名を会長とする。

第15条 信任投票の場合は有効投票数の3分の2以上の信任を必要とする。信任されなかった場合は、校長が指名及び任命する。

第16条 細則については、選挙管理委員会で定める。

江南中学校生徒会役員リコール規則

第1条 会則第7条により、この規則を定める。

第2条 リコールの請求をする場合、責任者1名と30人以上の同意者で選挙管理委員会に届け出る。

第3条 届出後、一週間以内に全会員の過半数の支持者を得た場合成立する。支持の有無は署名による。

第4条 会長または副会長がリコールされた場合、直ちに選挙管理委員会を設置し、再び会長を選挙で選出する。

【台風や地震による被害が予想される時の対処方法】

1. 台風等による「暴風警報」発令時

○午前7時の時点において、「大雨特別警報」や台風等による『暴風警報』が「遠州南」または「浜松市南部」に発令中の時、生徒は休校となります。（6時50分頃のNHK気象情報等で確認してください。）

○午前7時以降、暴風警報が解除されても登校しません。

2. 「南海トラフ地震臨時情報」

○注意：開校 警戒：休校

（避難する場所を家の人と相談しておきましょう。）

※状況によって対応方法が変わる時があります。その場合は連絡メール等で伝えます。

※登校後に「注意報・警報」が発令された場合は、対応方法を学校から指示します。

※避難情報の発令等を含め、詳細は「学校における休校の基準や登下校の対応について」を参照